

行政相談委員が委嘱されました

本市担当の行政相談委員 宮城 秀行さんの退任に伴い、令和5年4月1日付けで、武本 健司(たけもとけんじ)さんが新たに総務大臣から行政相談委員に委嘱されましたので、お知らせします。

手続きなどの行政全般について苦情や意見・要望がある方は、行政相談委員にお気軽にご相談ください。

また、当市では、武本委員のほかに、倉敷 一枝(くらしき いちえ)委員、吉岡 俊二(よしおか しゅんじ)委員も引き続き委嘱されておりますので、お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】 市秘書広報課(市役所3階) ☎32・3812/FAX32・1474

Mail:kouhou@city.komatsushima.i-tokushima.jp

まぐみみ徳島



総務省行政相談センター

行政相談のマスコット
キクーン

小松島市高潮ハザードマップを配布しました!

徳島県から想定最大規模の高潮浸水想定区域が公表されたことにより、住民の方等が円滑かつ迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るために高潮ハザードマップを作成しました。

高潮による浸水範囲や浸水深、避難場所などを掲載していますので、日頃から災害に対する備えとしてご活用ください。

高潮ハザードマップは、4月10日から市内の全世帯・全事業所へ順次配布しています。お手元に届いていない方、再送をご希望の方は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

高潮とは

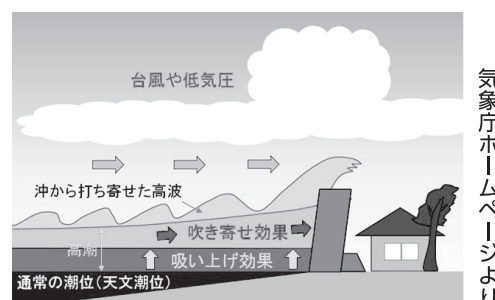
台風や発達した低気圧などに伴い、海面が大きく上昇する現象です。主に「吸い上げ効果」「吹き寄せ効果」が原因となって起こります。

他の防災ハザードマップについて

高潮ハザードマップのほかに、これまでに「洪水・土砂災害ハザードマップ(2019年10月作成)」、「津波 ハザードマップ【2022年3月作成】」を配布しています。また、すでに市ホームページで公開している「防災ハザードマップWEB版」でもご確認いただけます。ご自宅等の想定浸水深等がピンポイントで確認いただけますので、ぜひご活用ください。

※右記URLまたはQRコードからアクセスできます。

<https://www.city.komatsushima.lg.jp/hazardmap/>



気象庁ホームページより

【お問い合わせ先】

市危機管理政策課(市役所4階)

☎32・2227/FAX32・3522

Mail:bousai@city.komatsushima.i-tokushima.jp

事業系一般廃棄物の適正な処理方法について

事業系一般廃棄物を「ごみ集積所」に出すことは禁止されています!

事業系一般廃棄物とは、店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とするものだけでなく、病院など広く公共サービスを行っているところも含めて、その事業活動に伴って出される産業廃棄物以外の廃棄物のことです。

事業系一般廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や市条例により事業者自らの責任で適正に処理するものとされており、種類や量の多少に関わらず、生活系ごみとして出すことはできません。本市の処理施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

事業系の廃棄物を生活系のごみ集積所に排出されると、地域の住民に迷惑をかけたり、不法投棄となる可能性もあります。事業系廃棄物の適正処分にご理解、ご協力をお願いします。

また、事業系ごみの処理責任は排出した事業者にあります。自社の廃棄物の種類や排出量は、自社で把握していただきますようお願いいたします。

廃棄物の処理および清掃に関する法律

事業者の責務

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

【お問い合わせ先】 市環境衛生センター(芝生町字花谷3番地) ☎32・8290/FAX32・8295

Mail:eiseicenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp

市民環境課 環境・公害担当 ☎32・2147/FAX 33・2234

Mail:seikatsukankyo@city.komatsushima.i-tokushima.jp